

別 紙 第 2

職 員 の 給 与 に 関 す る 勧 告

職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）、学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）、東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年東京都条例第161号）及び東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年東京都条例第162号）に定める職員の給与について下記のとおり改定するよう勧告する。

記

I 給料表

1 現行の給料表のうち、行政職給料表（一）の1級及び2級、医療職給料表（一）の1級、医療職給料表（二）の1級及び2級、医療職給料表（三）の1級及び2級並びに教育職給料表の1級から3級までを、別記第1のとおり改定すること。

2 上記1の改定と併せて、現行の行政職給料表（一）の備考2及び備考3を、それぞれ次のとおり改定すること。

(1) 備考2

1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、157,100円とする。

(2) 備考3

1級の29号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、183,700円とする。

3 公安職給料表

- (1) 現行の公安職給料表の1級と2級を統合し、現行の1級から4級までを、別記第2のとおり改定すること。
改定に伴い、別記第3のとおり職務の級を改めること。
- (2) 上記(1)による改定後の公安職給料表適用の日（以下「適用日」という。）における職員の職務の級は、適用日の前日における職務の級（以下「旧級」という。）を別記第3により切り替えた職務の級とする。
- (3) 旧級が3級から9級までである職員の適用日における号給は、適用日の前日における号給と同一とし、旧級が1級又は2級である職員の適用日における号給は、適用日の前日における級及び号給等を基準として別に定めること。

II 期末手当及び勤勉手当

1 平成30年12月期の支給月数

- (1) 下記(2)から(5)までに掲げる職員以外の職員
平成30年12月に支給する勤勉手当の支給月数を1.05月分（再任用職員については、0.50月分）とし、勤勉手当の年間支給月数を2.00月分（再任用職員については、0.95月分）とすること。
- (2) 別記第4の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員で同表の職員欄に掲げる職員
平成30年12月に支給する勤勉手当の支給月数を1.25月分（再任用職員については、0.60月分）とし、勤勉手当の年間支給月数を2.40月分（再任用職員については、1.15月分）とすること。
- (3) 別記第5の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員で同表の職員欄に掲げる職員

平成30年12月に支給する勤勉手当の支給月数を1.35月分（再任用職員については、0.60月分）とし、勤勉手当の年間支給月数を2.60月分（再任用職員については、1.15月分）とすること。

- (4) 指定職給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）

平成30年12月に支給する勤勉手当の支給月数を1.05月分とし、勤勉手当の年間支給月数を2.05月分とすること。

- (5) 特定任期付職員、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員

平成30年12月に支給する期末手当の支給月数を1.825月分とし、期末手当の年間支給月数を3.45月分とすること。

2 平成31年6月期以降の支給月数

- (1) 下記(2)から(5)までに掲げる職員以外の職員

6月及び12月に支給する期末手当の支給月数をそれぞれ1.30月分（再任用職員については、それぞれ0.725月分）とし、6月及び12月に支給する勤勉手当の支給月数をそれぞれ1.00月分（再任用職員については、それぞれ0.475月分）とすること。

- (2) 別記第4の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員で同表の職員欄に掲げる職員

6月及び12月に支給する期末手当の支給月数をそれぞれ1.10月分（再任用職員については、それぞれ0.625月分）とし、6月及び12月に支給する勤勉手当の支給月数をそれぞれ1.20月分（再任用職員については、それぞれ0.575月分）とすること。

- (3) 別記第5の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員で同表の職員欄に掲げる職員

6月及び12月に支給する期末手当の支給月数をそれぞれ1.00月分（再任用職員については、それぞれ0.625月分）とし、6月及び12月に支給する勤勉手当の支給月数をそれぞれ1.30月分（再任用職員につ

いては、それぞれ0.575月分) とすること。

- (4) 指定職給料表の適用を受ける職員（勤勉手当については、再任用職員を除く。）

6月及び12月に支給する期末手当の支給月数をそれぞれ0.70月分（再任用職員については、それぞれ0.375月分）とし、6月及び12月に支給する勤勉手当の支給月数をそれぞれ1.025月分とすること。

- (5) 特定任期付職員、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員

6月及び12月に支給する期末手当の支給月数をそれぞれ1.725月分とすること。

Ⅲ 実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。ただし、Ⅰ及びⅡの2については、平成31年4月1日から実施すること。